とうまのきる。





令和4年第1回定例会



規約の改正10件、指定管理者の指定3件、補正予算5件の計18件が審議されました。

なお、令和4年度当麻町一般会計予算ほか5特別会計及び水道事業会計予算については、予算審査特別委 員会を設置し付託審査しました。

2日目(10日)は、議員が一般質問を行いました。

最終日(15日)は、10日に開催された予算審査特別委員会の審査結果報告などを審議しました。

なお、今号では第1回臨時会(1月27日開催)についてもおしらせします。

(議案審議結果は14ページをご覧ください)

ここが 聞きたい

町政を問う!

第1回定例会において、餌取、上杉、西川、加藤の4議員が 一般質問を行い、町長の考えを尋ねました。(要旨にて掲載)

一般質問と答弁(再質問を除く)の全文を当麻町ホームページ 「当麻町議会」の中に掲載していますのでご覧ください。



当麻町ホームページ/当麻町議会 http://town.tohma.hokkaido.jp/gikai/

A 鐘乳洞グリーンパークの 利活用について

餌取 秀信 議員

難な状況です。 では利用者数増を目指すのが困 問 数が減少しており、 当麻鐘乳洞は年々来洞者 餌取議員 鐘乳洞単体

と考えます。 地域の活性化に繋げてはどうか 洞グリーンパークがあります、 そのグリーンパークを利活用し 在は利用者が低迷している鐘乳 付随するフィールドとして現

て残しています。 メリットなども検討し資料とし 成しています。また、リスク調 査を実施し、植物のリストを作 月にグリーンパーク内の植生調 2016年8月と2017年5 査や活用に関するメリット、デ とうま振興公社が中心となり

現状、グリーンパークが活

もあります。 事でスモモの木を伐採した事例 は、 もあると思われます。数年前に カップやグミなどを植樹してお の中にクマが好んで食べるハス 用されていない最大の あったスモモに子熊が執着した 「クマの出没」にあると考えま クマを誘引している可能性 整備事業の一覧を見ると森 鐘乳洞ゲート入口に植えて)要因は

伺います。 用により地域振興に繋げて行け 町が予算を有効に活用し、 況ですが、実際にはグリーンパ ればと考えますが町長の考えを てグリーンパークを管理する当 崩れた林道の整備をしている状 ークの活用はありません。 予算を投じて林道の草刈や、



村椿町長

された保健保安林です。 り昭和56年から3年かけて造成 海道の生活環境保全林事業によ 麻鐘乳洞周辺の整備として、北 目然との触れ合いを活かした当 鐘乳洞グリーンパークは

によるフィールド調査でもリス と考えています。 果樹の伐採はせずに対策したい している散策者もいますので、 の一つであり、これを楽しみに の森は、グリーンパークの魅力 果樹が多く植栽されている収穫 は、熊の誘引理由の一つですが グリーンパーク内にある果実 具体的には、とうま振興公社

> げられており、熊よけの吊り鐘 りやすくなるような案内看板を 設置するなど、 低下していることが考えられま で、子供などを連れて山へ散策 が低迷している要因の一つとし 設置などにより、 クマネジメントの一つとしてあ スクを減らせるよう検討します。 に行くという機運が、昔に比べ また、グリーンパークの利用 林業家の研修場所など多角 鐘乳洞への来洞者が立ち寄 身近な娯楽が増えたこと 利用者への注意喚起看板の 利用促進の方策 熊との遭遇リ



ない方針なので、 ります。 状況です。 付けしない水田は交付対象にし の下落に加えて大きな減収にな 10a当たり3万5千円から大き 生牧草で収穫だけを行う年は10 総意で可決し、国に提出したと りますが、 は激変の危機感を募らせている く減額され、 a当たり1万円となり、 ころですが、国は今年から多年 既に、 今後5年間、 輪作が可能な地域もあ 山間地など水資源確 農業所得は、 一度も水稲を作 関係する農家 現行の 米価 く水稲の 多くは、 北地区が完了します。

村椿町長

先の当麻町議会の臨時会で議員 付金見直しに関する意見書」を 水田活用の直接支払交 須要件で、 区の施設の整備

杉議員

掛かります。 守る上では相当の労力と経費が 力強化の観点から基盤整備は必 安定した水田農業を をはじ め

要があると思いますが、 き取りを行い、 と思いますが、丁寧に調査、 考えを伺います。 のある方には支援策を講ずる必 農家それぞれ、 水田復元に意欲 考え方が違う 町長の 聞

麻農業がこれまでも進めてきた 解決に向けて協議のもと進めて 土地改良区など関係機関と課題 後は生産者はもとより、 いくことが重要です。 量が年々減少する状況の中、 「水稲+施設園芸」の複合経営 また、 農業所得の向上は、 農協、 当



上杉

保に苦慮する農家は、

土地改良

ると認識しています。

米の需要

転作作物の作付

けが定着してい

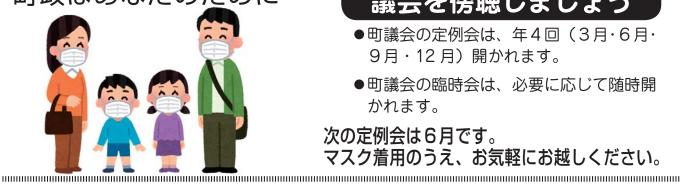
の作付けに不向きなため 従来から耕作条件が悪 直しの影響を直接受ける圃場の

4年度で農地整備事業当麻 基盤整備の必要性ですが

今回の見

町政はあなたのために…

を更に推進していきます。



- ●町議会の定例会は、年4回(3月・6月・ 9月・12月) 開かれます。
- ●町議会の臨時会は、必要に応じて随時開 かれます。

次の定例会は6月です。 マスク着用のうえ、お気軽にお越しください。

水田への復元について

達則 議員

が見えづらく、交通安全上極め の雪山が高くなり、歩行者の姿 来ない状況が起きており、路肩

て危険な状態に陥っています。

であり上川総合振興局旭川建設

道道の除排雪は北海道の管轄

管理部の除排雪計画に従って実

市街地道道 除排雪改善について

A 引き続き道に要望する

泰弘 議員

期が遅く、道幅が狭くなること

乗用車同士の対面通行が出

冬期間の除排雪については時

5 施されている事業であることか 思います。 らも、再度、 いますが、交通安全上の観点か 適期実施を要望されていると思 町としても今まで除排雪の 強く要望すべきと

西川

お考えを伺います。 討してはと思いますが、 連携した除排雪体制の確立を検 を締結するなど、道道と町道で ける道路除排雪に関する協定

村椿町長

います。 民の生活に重要な路線と捉えて 道を中心に構成されており、 排雪を実施しています。 川建設管理部、 道を旭川開発建設部、 本町市街地の主要道路は、 道路の除排雪作業は、 町道は本町が除 道道を旭 町 道 玉

応じ適時排雪の要望をしていま 道道の除排雪は、道路状況に

もに町民の主要な生活路線・小

路線バスの運行区間であるとと

中学生等の通学路として利用さ

れています。

り、3路線とも市街地の主要幹 当麻旭川線の3路線が走ってお 麻比布線、

当麻停車場線、

問

西川議員

町市街地には、

道道が当

緑路線であり、交通量が多く、

すが、全国的な車輌オペレータ れが生じています。 ー不足の影響で、排雪作業に遅

総合振興局による「当麻町にお 除排雪改善に向け、本町と上川

加えて、今後の市街地道道の

す。 め現在の単独実施に至っていま 排雪に関する協定締結」は、過 責任の所在が不明確であったた したが、事故等が発生した場合、 同で実施していた経緯がありま と、道道と町道の排雪作業を共 去に北海道と町が相互協力のも ご提案の北海道との 「道路除

町長の

常に把握し、 が無いため、 道の除排雪作業を実施する余力 業を行うよう引き続き要望しま また、 本町の除雪体制に、道 早い時期に排雪作 道道の堆雪状況を

┏ 商工会員に対する支援について

一商工会へ支援を実施

増によるコロナ感染拡大が、 に入ってからのオミクロン株急 燃料・原材料等の高騰及び今年 問 西川議員 昨年10月から続いている ⊞J

内商工事業全体に深刻な打撃を このため、 商工会員は長引く 未だ収束の兆しが

見通せない状況にあります。 与えており、 経済活動の停滞が経営を圧迫し

ている状況にあります。 今後の事業継続等に不安を抱え 商工会では収束の見えないコ

神・経済両面の支援として商T 騰の現状を受け、 ロナ禍並びに燃料・原材料等高 とです。 会費免除を検討しているとのこ 商工会員の精

料・原材料高騰等に負けず、 の支援を実施してはと思います 望をもって経営に取り組んでい けるよう、商工会費免除事業へ 商工会員がコロナ禍及び燃 町長の考えを伺います。

村椿町長

禍による事業者への影響を考慮 援を実施しています。 の会費免除に係る商工会への支 令和2年度と3年度に商工会員 当麻町商工会の要望を得て 本町では、長引くコロナ

めて深刻です。

ない豪雨、

台風、

猛暑などきわ

動は、

これまで経験したことが

地球温暖化による気候変

問

加藤議

おり、令和4年度当初予算では、 れた場合に支援したいと考えて で経済活動の停滞が余儀なくさ としては、 金による融資等もあるため、 道における中小企業総合振興資 料等の高騰は国による原油価格 高騰に対する緊急対策や、 昨年10月から続く燃料・原材 コロナ感染症の影響 ことは、 脱炭素化にむけて、公共施設、 を設置し、その電力を利用する 耕作放棄地などに太陽光パネル 時宜にかなっていると思います。 け当麻町は「ゼロカーボンシテ 減を求めています。脱炭素にむ ィ」の宣言を打ち出したことは

せんでした。 会費免除の支援は予定していま

たまん延防止等重点措置も2度 しかし、1月27日から始まっ

時会で補正予算を上程します。 を実施すべく、第2回町議会臨 工会が行う会費免除事業へ支援 目の延長となったことから、商

地球温暖化対策について

国や道との整合性を とりながら進める

加藤

います。 出し、 な成長の大きな可能性を持って たな技術の開発など、持続可能 地域経済を活性化し、

定されるのか町長に伺います。 策実行計画をいつ頃を目途に策 事業をすすめる、 国からの要請もある、脱炭素 村椿町長 本町は、平成25年度より 地球温暖化対

02 (二酸化炭素) の大幅な削

国は2050年まで緊急にC

ボイラーの導入を行い、 舎の暖房設備に木質バイオマス を設け、平成30年度より役場庁 補助金、平成29年度より住宅用 住宅用太陽光発電システム設置 木質燃料ストーブ等設置補助金 地球温

小規模工場の屋根

地域に新しい雇用を創

暖化対策の取り組みを行ってい

本町も、 組むことを表明したところです。 ボンシティ宣言」を行い、脱炭 酸化炭素実質排出量ゼロに取り 素社会に向けて、2050年亡 ュートラルを目指す宣言を受け としてゼロにする、 でに温室効果ガスの排出を全体 この度、 3月2日に「ゼロカー 政府の2050年ま カーボンニ

功 議員

は、 地方公共団体の事務事業に伴う 2種類があり、 5年度から9年度までの計画を を推進するための計画で、令和 温室効果ガスの排出量の抑制等 事務事業編と区域施策編の "地球温暖化対策実行計画_ 事務事業編は

新



令和4 年度中に作成する予定で

です。 整合性をとりながら進める考え 効果ガスの排出抑制等を推進す 然的社会的条件に応じて、 5年度以降に作成を予定してお るための総合的な計画で、 区域施策編は、 いずれも、 国や道の計画と その区域の自 令和 温室

加藤議員

をもっているか。 現に向けて、今現在どんな構 ゼロカー ボンシティの実

村椿町長

ると捉えています。 ネルギーの大きな柱の2点であ CO2を出さない再生可能なエ 抑制するものと、温室効果ガス 主に温室効果ガスを吸収

います。 地域材を使う取組を、現在も既 推進する当麻町の強みを活かし、 に一般住宅のほうに展開をして 1点目は温室効果ガスの吸収 林業のまち、木育のまちを

を行っており、 等を検討していきます。 もう一点、 の観点で、 太陽光の設置補助 再生可能エネルギ 引き続き、



関する条例の一 当麻町議会の議決すべきに る条例について 部を改正す

上げるものです。 削除し、第2号を第1号に繰り 更・廃止について定めた項目を 条第1号、この協定の締結・変 で廃止となることに伴い、 により旭川市と締結している 「定住自立圏の形成に関する協 連携中枢都市圏構想への移行 令和4年3月31日限り 第 2

改正する条例について 当麻町課設置条例の一 部を

部福祉事務組合」の発足に伴い、 しました。 「障がい者相談支援課」を廃止 |町の4町で構成する「上川中 当麻町、比布町、愛別町、 上

働環境の向上、 援を安定的、 談支援センターにおける福祉サ 園センター及び上川中部基幹相 ービスの向上と、必要となる支 同組合は、上川 サポートする職員の労 継続的に提供でき 組織の充実を図 一中部こども通

を改正する条例について 当麻町職員定数条例の一

部

ら、この項目を削るものです。 員の配置が想定されないことか 局の職員」については、 に、「選挙管理委員会の事務部 営企業の職員」に改めるととも 業)の事務部局の職員」を「公 ことから、「公営企業 事業が公営企業の適用になる 上で、9人とし、今後、 長の事務部局の職員」に含めた 険当麻町立診療所の職員」を「 となることから、「国民健康保 新たに採用するこで、1人増 町立診療所の臨床検査技師 (水道事 下水道 専任職

について 条例の一部を改正する条例 当麻町職員の給与に関する

について 条例の一部を改正する条例 当麻町子育て総合センター 4月1日に採用することに伴い るために「防災監」を令和4年 り、防災体制の更なる充実を図 専門的な知識と豊富な経験によ 有し、防災・危機管理における 域防災マネージャー」の資格を 「防災監」を追加するものです。 本案は、 内閣府の定める「地

> の改正に伴い、子育て総合セン 事務組合に関連する条例規則等 改正するものです。 定が改正となるため、 部こども通園センターの設置規 ター内に設置されている上川中 1 日から発足する上川中部福祉 回の改正は、 令和4 本条例を 年4月

ら上川中部福祉事務組合組織条 例に変更しました。 の根拠規定を、共同設置規約か 上川中部こども通園センター

に関する条例の一部を改当麻町子ども医療費の助 する条例について 改正する条例について 助成に関する条例の一部を ひとり親家庭等の医療費の 当麻町重度心身障害者及: 正成 び

確認を行う、 ゆるマイナンバーカード等を用 等記号・番号等の告知制限等に いて医療保険の被保険者資格の 関する事項が令和2年8月に施 法等の一部を改正する法律のう 的な運営を図るための健康保険 医療保険制度の適正かつ効率 電子資格確認及び被保険者 個人番号カード、いわ 電子資格確認が運

用開始されたことに伴い、

料条例の一部を改正する条当麻町観光施設等共通使用 の改正を行いました。 例について

当麻町営住宅条例の一部を ができるよう改正を行いました。 用については、 た使用料を納付することで利用 料金が新たに設定されたため、 まで5つの施設を利用できた内 共通使用料を納付した者はこれ ルシーシャトーの使用料に町外 月1日より健康福祉施設 ヘルシーシャトーの利 100円減額し

施設)

改正する条例について 町営住宅緑郷団地の廃止に伴 「家賃限度額」並びに 「住宅の名称及び位置」及 「合併

除しました。 れ町営住宅緑郷団地の文言を削 浄化処理使用料」から、 それぞ

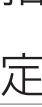


約

規約について 設置規約の一 上川町村等公平委員会共同 部を改正する

> があり、 をしている 合」を加えるものです。 員会」に加入したい旨の申し出 合振興局管内町村等で共同設置 「上川中部福祉事務組 「上川町村等公平委





の指定について(健康福祉 公の施設に係る指定管理者

契約を締結します。 間満了となるため、 理者の指定期間が3月31日で期 の規定により、 当麻町健康福祉施設の指定管 議会の議決後、 地方自治法

年間です。 営経費の縮減に努めています。 者として管理運営を行い、 から令和7年3月31日までの3 者へのサービスの向上、 18年度から、当施設の指定管理 指定管理者となるのは、 指定の期間は、 ベリージャパンで、 本年4月1日 管理運 平成 利用

の指定について(昆虫館) 公の施設に係る指定管理

なの森昆虫館の指定管理者の指 定期間が3月31日で期間満了と とうまスポーツランドくるみ

公平委員会については、

上川

「上川中部福祉事務組合」の 令和4年4月1日に設立され

> します。 より議会の議決後、 なるため、 地方自治法の規定に 契約を締結

ります。 画」が引き続き指定管理者とな する「合同会社インセクト企 を行っていて、 設の指定管理者として管理運営 多いため、平成20年度から当施 専門的な技術や特殊な業務が 知識と経験を有

間です。 ら令和7年3月31日までの3年 指定期間は、 本年4月1日か

の指定について(輝き) 公の施設に係る指定管 理 者

いる施設です。 可を得て事務所として使用して クラブ長寿会が行政財産使用許 協会、文化連盟、 輝きは、町内6団体、当麻町商 工会、当麻町高齢者事業団、 イオンズクラブ、 当麻町ふれあい交流センター 当麻スポーツ 市街地区老人 ラ

務を引き受けています「当麻町 年度から当該施設の管理委託業 を導入することになりました。 令和4年度から指定管理者制度 用者の利便性向上を図るため、 今回、 指定管理者となるのは平成26 施設の適切な維持と利

> 4月1日から令和7年3月3日 商工会」で、 までの3年間です。 指定期間 ば 本



補

補正予算(第12号) 令和3年度当麻町 般会計

ら 5, 9千円としました。 予算の総額を70億7, 今回の補正は、 872万9千円を減額し、 現行の予算か 933万

◎補正の主な内容

り完了した事業の整理などを行 いました。 れも事業費の確定・中止等によ 及び道路新設改良費等で、 電算管理費や地域情報施設費 いず

保険特別会計(医科診療施令和3年度当麻町国民健康 予算の総額を1億2, 設勘定)補正予算 現行の予算に44万円を追加し、 (第6号) 402万

◎補正の主な内容

1千円としました。

対象収入の増に伴う消費税の支 高騰による燃料費、 設維持管理事業での燃料単価の による消耗品費、 患者用のスリッパの追加購入 医科診療所施 前年度課税

事

ス給付 令和 により、 の諸費で、 れぞ 令和3年度当 0 令和3年度当麻町 特別会計補正予算 会計補正予算 費や下水道管渠改築工 付金等を増額補正しまし 額しました。 -円を追 、札執行により公設桝設置工 補正 金などを増額、 補正の主な内容 6 第4号 い 現行の予算に385 保険給付費の介護サー 事 行 川広域圏下水道建設 万7千円とし 事業特別: 行の予算に1 れ 額 3 金、 予算の総額を1 の資本的 の主な内容 増 増 0 年度当麻町介護保険 加し、 地 額補正しました。 加 1 サー 居宅介護サー 域密着型介護サー 0 により公課費等をそ 会計 万8千 -ビス利 予算 収入の総額 麻 (第4号 まし 実施精査及び 町 補 円としまし \dot{o} 1 公共下 水道 (第4号) 0 事 億 崩 総額を11 万 正 事費を減 政事業負 た。 -ビス給 者の 6 円 ビス等 予 万7 が を

ビ 増

補

正しました。

筫

知っていましたか 議会のアレコレ

1

9

0

万9千円を

減

額

5

予算審査特別委員会

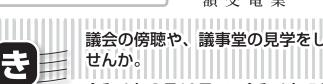
追

4

予算審査特別委員会は、予算審査のために本 会議で議決され設置される委員会です。

3 月の定例会に次年度の当初予算(案)が提 出され、本会議で予算審査特別委員会に付託し、 当初予算が適切に計上されているか審査を行い ます。

し2億 付対象となったことにより 8, 延 東協 補正の主な内容 期、 6 額 8 (新事業が国 から1, 和橋橋梁添架管更新 71 宇園別 .万7千 万6千円、 2 取水場自家発電 円としまし 庫 Ŏ 補助 万円を減額 資本的支出 金 一の交 事業



議会の傍聴や、 議事堂の見学をしてみま せんか。

令和4年2月10日 ⇒ 令和4年5月10日



- 2月 15⊟ 全員協議会 • 総務文教常任委員会
 - 16⊟ 産業福祉常任委員会
 - 18⊟ 議会運営委員会
 - 24⊟ 全員協議会
 - 25日 上川中央部町議会事務局長及び担当者会議(局長・係長⇒鷹栖町)
- 3月 1 ⊟ 大雪浄化組合議会(組合議員⇒比布町)•愛別町外3町塵芥処理組合議会(組合議員⇒比布町) 第1回定例会(初日)•予算審査特別委員会
 - 2日 7日 議会運営委員会
 - 第1回定例会(2日目)•予算審査特別委員会 10⊟
 - 当麻中学校卒業式 11⊟
 - 15⊟ 第1回定例会(最終日)•全員協議会•議会報編集特別委員会
 - 18⊟ 当麻小学校卒業式
 - 22 🛭 全員協議会
 - 23⊟ 大雪消防組合議会定例会(組合議員⇒美瑛町)
 - 25⊟ 第2回臨時会・全員協議会・議会報編集特別委員会
 - 30⊟ 議会報編集特別委員会
- 4月 1 ⊟ 辞令交付式
 - 7 ⊟ 交通安全関係団体結団式・当麻小学校入学式・当麻中学校入学式
 - 18⊟ 議会報編集特別委員会
 - タイムカプセル引上立会 19⊟
 - 議会報編集特別委員会(リモート) 20日
- 5月 6 ⊟ 第3回臨時会
 - 9 ⊟ 上川中央部市・町議会事務局長会議総会(局長⇒旭川市)
 - 10⊟ 開町記念式

令和4年度予算審議

予算総額 100億9千78万2千円



善光委員長

令和4年度当麻町一般会計ほか5特別会計予算及び水道 事業会計予算は、議長を除く全議員で構成の『予算審査特 別委員会(善光委員長・上杉副委員長)』を設置し審査を 行いました。審査の結果、各会計予算案については、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

令和4年度各会計予算額

_	般	会	計	70 億 9,100 万円			
	国民健康(事業勘定)		9億700万円				
11 -	国民健康(医科診療)		1 億 2,340 万円				
特	後期高齢者	适医療特 分	引会計	1億3,750万円			
別会	介護保	険 特 別	会 計	11 億 5,020 万円			
計	公共下水道	直事業特 分	引会計	1億5,060万円			
PI	水道事業会	計 収益	的支出	2億115万4千円			
	水道事業会	計資本	的支出	3 億 2,992 万 8 千円			
	総		額	100億9,078万2千円			
		前	年 度 比	6 億 8,523 万 9 千円 増			

前 年 度 比 | 6億8,523万9千円増 |

質

疑

総 般 会 計 歳 出

問

西川委員

的にどんな形で実態調査を進め

空き家等対策事業は具体

務

費

託の形になります。 るに当たり、 られるのか。 を業者と当麻町が情報を共有し まちづくり推進課長 空き家等の計画を作成す 実態調査は業務委 空き家情報

西川委員

実態調査を行います。

策を図られていくのか。 問 危険家屋は具体的な対応

まちづくり推進課長 実態を把握しガイドライ

、等の整備を進めます。



増やしたり、サービス向上に努

ノウハウがあるので、

新事業を

をしながら進めていきます。

農協等、

関係機関と協議

教育課長

民 生 費

問 西川委員

るのか。 所づくり事業はどちらで実施す 新規事業の子どもの居場

に助成を想定しています。 団体で実施している子ども食堂 ども食堂等の事業を実施する場 です。現在は上野さんのNPO 合に、運営費の助成をするもの 子育て支援課長 NPO法人等の団体で子

問 山下委員

のような内容か説明願う。 タイルで始まるが、指導員等ど 子育て支援課長 学童保育、今年から新ス

ません。受託者は、 募集をして補充します。 る部分は委託先の民間事業者で うち6名が移籍します。 ぐ予定で特に大きな変更はあり る保育の内容をそのまま引き継 営します。指導員の方は9名の 事業内容は、 新年度から民間委託で運 現在運営してい 全国展開し 不足す

> 問 上杉委員

業は、 化できないか。 だけに任せず、 う話だが、当麻町も2つの団体 うような形になりつつあるとい 主導で一本化してこの事業を行 近隣町では町主導、 多面的機能支払交付金事 行政主導で一本

てきた段階で協議を進めたいと 払交付金との2本立ての状況で 山間地域もあり、中山間直接支 いる市町村もあるが、本町は中 全体的にできる気運になっ 農林業振興課長 実際に一本化で取組んで

問 山下委員 交付金見直しで大豆の作

思います。

製の対応は。 付けも増える見込みだが乾燥調 農林業振興課長

農

めていただく予定です。

林 業

等に自転車修理を扱うお店が掲 町内で修理できるところはないか。 載されます。 問 まちづくり推進課長 自転車がパンクした時に 商工会が発行するチラシ

育 費

教

上杉委員

年度予算に含まれているのか。 問 中学校の生理用品は、 教育課長

ます。 の中の医薬材料費に計上してい 当麻中学校維持管理事業

問 山下委員

のか。 のようにコロナ対策をしていく うことだが、今後の式典ではど 本町の成人式は20歳とい

期しながら取り組み、 も注意喚起しながら実施します。 きそのときでしっかりと万全を 感染症の対策は、 参加者に そのと

商

加藤委員

工 費

11 とうまの議会 No.192

国 保 上杉委員 (医科診療施設勘定)

問 診療所でマイナンバーカ

ードが健康保険証として使える

のはいつからか。 診療所事務長

に進めています。 4月1日から使えるよう

総 括

で町民懇談会を開催してはどう ①コロナが収まった段階

加藤委員

ば、 実態を調査して、ケースがあれ 化しているが、当麻中学校での と思うがどうか。 負担を軽減しなければならない ②ヤングケアラーが社会問題 学校と行政が連携し子供の

長

対応します。 ①ご希望に応じ積極的に

教育長

童生徒の存在は、 ②本町で、 現在のところ 介護を担う児

> です。 をしっかりと樹立していく所存 ャルワーカーによる支援の促進 たちの学校における教育相談の アラーに限らず、今後一層子供 教育委員会としては、ヤングケ カウンセラーやスクールソーシ アや環境改善のためのスクール 充実、また、児童生徒の心のケ

問 山下委員

たい。 業務委託となったのか説明願い の向上を目的としており、 役割は、地域事業の運営や福祉 交わされているが、正副区長の 区長との間に業務委託契約書が 令和3年より、 町と正温 なぜ

村椿町長 国の法改正により取扱い

和3年度から業務委託契約を結 分することができないため、 正副区長さんを特別職として区 任用職員制度の導入に当たり、 が変更になりました。 会計年度

> 問 片原委員

学校から報告はありませんが、

課税世帯への今後の支援策など 考えはあるか。 などの値上げが予想されるが非 って、電気、ガス、石炭、 シアによるウクライナ侵攻によ コロナ禍、さらに今、ロ 石油

令和4年1月27日開催

意見案1件について審議しました。

件、

専決1件、

条例改正2件、

補正予算2件、

発 議 1

、議案審議結果は14ページをご覧ください)

٧

補正予算(第10号) 令和3年度当麻町 ことについて 専決処分の承認をもとめる 般会計

888万7千円としました。 を追加し、予算の総額を66億7, 現行の予算に4, 075万円

て、

現金で支給するため処理費

により、年内に支給を予定して

いる一人当たり5万円と合わせ

が難しいことや、

国の方針転換

金」について、年度内での使用 た「子育て世帯臨時特別給付 クーポン券の配布を予定してい ただくことを目的に5万円分の

◎補正の主な内容

て増額しました。

子育て世帯臨時特別給付金とし 用を民生費の児童福祉総務費で、

新学期の準備等で活用してい

答

村椿町 É

現在、 りますが、さらにまた状況が厳 考えは今のところありません。 いきたいと思います。 国の情勢も見極めながら考えて しくなってきたという時には 油を実施しており、 国の措置が講じられてお 既に非課税世帯の福祉灯 追加で行う



当麻町ふれあい交流センタ 待できる、管理の代行を行う指 管理と経費縮減を図ることが期 定管理者制度を導入するために に発揮させ、 正する条例について 本案は、 「輝き」条例の一 施設の効果を最大限 施設の適切な維持 部を改

定しました。 収受するために必要な事項を規 いて、指定管理者の収入として 可能とするために利用料金につ 指定管理者による管理運営を 必要な事項を新たに追加するも

例の一部を改正する条例に 当麻町木育推進拠点施設条

ついて

どの維持管理費用の増加を想定 要となる事項を定めるとともに して追加、 い入館料を徴収するにあたり必 への入館料を設定するものです。 **指定管理者に利用料金として収** 毎週水曜日を新たに休館日と 本案は、 新たに休館日及び木育広場 今まで徴収していな 今後の指定管理料な

> を新たに徴収するものです。 な事項を追加しました。 受させることができるよう必要 は町内は無料、 町外は100円 入館料

> > 請負費を増額補正しました。

設備の整備を行うもので、 工事



般会計

万1千円を追加し、予算の総額 補正予算 令和3年度当麻町 現行の予算に1億5, (第11号 9 1 8

◎補正の主な内容

ました。 を71億3,

806万8千円とし

帯等給付金等に増額補正しまし 帯等を対象に、 付される地方創生臨時交付金等 万円を支給する住民税非課税世 に係るもので、 応及び地域経済対応分として交 新型コロナウイルス感染症対 1世帯当たり10 住民税非課税世

設勘定) を追加し、予算の総額を1億2, 保険特別会計(医科診療施 **令和3年度当麻町国民健康** 現行の予算に126万6千円 補正予算 (第5号)

補正の主な内容

358万1千円としました。

発熱外来用診察室の換気機能

当麻町 会の設置 Ī CT活用特別委員

員会を設置しました。 目的に当麻町ICT活用特別委 する情報通信技術の活用推進を 務効率化、情報の共有化等に資 議会のペーパーレス化及び業

委 員 長

委 副委員長 泰弘 達則

委 片原 康夫

す。 るよう、 町民のより良い暮らしに役立て 活動の幅を広げ、まちづくりや 情報通信技術導入により議員 検討していく委員会で



知っていましたか 議会のアレコレ



定例会

6月・9月・12月) 回開催されます。(3月 招集される議会の会議を にかかわらず、 審議される事件の有無 本町の場合は年4 定例的に

審議することになってい 告示されたものに限り、 をいいます。 に招集される議会の会議 審議される事件として 必要がある場合、 臨



地方の声を国政の場へ

第1回定例会で意見書を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。内容は下記のとおりです。

水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書

水田農業地帯を取り巻く状況は、長引くコロナ禍の影響を受け外食需要の減少等を契機として、主食用米をはじめとした農産物の価格低迷が続く中、原油高に伴う農業資材の価格高騰等、 農家経済は誠に厳しく将来に不安を感じる状況にあります。

このような状況下、令和4年度からの水田活用の直接支払交付金の交付条件が見直され、今後5年間で一度も水張りがない水田は、交付対象から除外されるとともに、多年生牧草への戦略作物助成や飼料用米などの複数年契約交付の減額変更などが示されました。

北海道では、国の減反政策に基づき主食用米以外の作物への作付けを実施し、国民の主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等に向けて、長期にわたって転作に協力してきた経過にあり、突然の制度変更は、今後の農作物作付け計画の見直し等、生産現場に混乱が生じ、地域農業の崩壊につながりかねません。

ついては、これまで国の減反政策に沿って生産調整に協力してきた農業者が将来にわたって 安定的、持続的な経営を維持するため、万全な対策を講ずるよう下記の事項を強く要請します。

記

1. 令和4年度以降の水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、 今後5年間一度も水稲を作付けしない水田が交付対象外となる政策転換は生産現場に混乱 が生じ、荒廃地の増加など地域農業の崩壊につながりかねない為、極めて慎重に、食料安定供 給と農業の持続的発展が将来にわたって可能となる万全な対策を講じること。

議案審議の結果

第1回 臨時会

	事件番号	件 名	結	果	議決月日	
承	認第1号	専決処分の承認を求めることについて	承	認		
議	案第1号	当麻町ふれあい交流センター「輝き」条例の一部を改正する条例	原案	可決	夬	
議	案第2号	当麻町木育推進拠点施設条例の一部を改正する条例について	原案	原案可決		
議	案第3号	令和3年度当麻町一般会計補正予算(第11号)	原案	可決	1月27日	
議	案第4号	令和3年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第5号)	原案	可決		
発	議第1号	当麻町ICT活用特別委員会の設置について	原案	可決		
意見	見案 第1号	水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書の提出について	原案	可決		

議案審議の結果

第1回 定例会

	事件番号		結 果	議決月日						
議	案第5号	当麻町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決							
議	案第6号	当麻町課設置条例の一部を改正する条例について	原案可決							
議	案第7号	当麻町職員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決							
議	案第8号	当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決							
議	案第9号	当麻町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例について	原案可決							
議	案 第10号	当麻町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決							
議	案 第11号	当麻町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例について	原案可決							
議	案 第12号	当麻町観光施設等共通使用料条例の一部を改正する条例について	原案可決							
議	案 第13号	当麻町営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決							
議	案 第14号	上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について	原案可決	3月2日						
議	案 第15号	公の施設に係る指定管理者の指定について(健康福祉施設)	原案可決							
議	案 第16号	号 公の施設に係る指定管理者の指定について(昆虫館) 原案可決								
議	案 第17号	号 公の施設に係る指定管理者の指定について(輝き) 原案可決								
議	案 第18号	令和3年度当麻町一般会計補正予算(第12号)	原案可決							
議	案 第19号	令和3年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第6 原案可								
議	案 第20号	令和3年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決							
議	案 第21号	令和3年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決							
議	案 第22号	令和3年度当麻町水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決							
議	案 第23号	令和4年度当麻町一般会計予算	派来马从							
議議議	案 第25号 案 第26号	令和4年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算 令和4年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)予算 令和4年度当麻町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決							
議議		令和4年度当麻町介護保険特別会計予算 令和4年度当麻町公共下水道事業特別会計予算		0.0450						
議		令和4年度当麻町水道事業会計予算 (予算審査特別委員会付託 (7件))		3月15日						
		閉会中の所管事務調査の申し出について (総務文教常任委員会) (産業福祉常任委員会) (議 会 運 営 委 員 会)	承 認							

議案の採決結果

議案第15号 日 日 日 日 日 日 日 日 日			西川	善光	山 下 ===================================	加藤	上杉	片原	岸山	餌取	澤田副	中 港
											議	
議案第2号 ○ </th <th>承 認</th> <th>第1号</th> <th></th>	承 認	第1号										
議案第3号 ○ <th></th> <th></th> <th>0</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>_</th>			0					0	0	0	0	_
議案第4号 ○ <th>議案</th> <th></th> <th>0</th> <th>0</th> <th></th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>_</th>	議案		0	0		0	0	0	0	0	0	_
発 議 第 1 号 ○ <td< th=""><th>議案</th><th></th><th>0</th><th></th><th>0</th><th>0</th><th>0</th><th>0</th><th>0</th><th>0</th><th>0</th><th>_</th></td<>	議案		0		0	0	0	0	0	0	0	_
意見案 第1号 0 <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>_</th>							0	0	0	0	0	_
議案第5号 ○ <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th></th>						0	0	0	0	0	0	
議案第7号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇								_	_	0	0	_
議案第7号 ○ <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>_</th>					_	0	0	0	0	0	0	_
議案第9号 ○ <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th></th> <th></th> <th>_</th>									_			_
議案第10号 ○ </th <th></th> <th>0</th> <th>_</th>											0	_
議 案 第10号 ○								_	_			_
議案第11号 ○ <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th>_</th> <th></th> <th>_</th>									_	_		_
議案第12号 ○ <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th>_</th> <th></th> <th>0</th> <th>_</th>								_	_		0	_
議 案 第13号 ○ </th <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th></th> <th>_</th> <th>_</th> <th>_</th> <th>_</th> <th></th> <th>0</th> <th>_</th>				_		_	_	_	_		0	_
議 案 第14号 ○									_	_		_
議 案 第15号 ○ </th <th></th> <th>_</th>												_
議 案 第16号 ○ </th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th>_</th> <th></th> <th>_</th>						_			_	_		_
議 案 第17号 ○ </th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th>						_						_
議 案 第18号 ○ </th <th></th> <th></th> <th>_</th> <th></th> <th>_</th> <th></th> <th>_</th> <th>_</th> <th>_</th> <th>_</th> <th></th> <th>_</th>			_		_		_	_	_	_		_
議 案 第19号 ○ </th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th></th> <th>_</th>										_		_
議 案 第20号 ○ </th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th>_</th> <th>_</th> <th></th> <th>_</th>								_	_	_		_
議 案 第21号 ○ </th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>_</th> <th></th> <th>_</th> <th></th> <th>_</th>								_		_		_
議 案 第22号 ○ ○ ○ ○ ○ 一 議 案 第24号 議 案 第25号 ○												_
議 案 第23号 議 案 第24号 議 案 第25号 議 案 第26号 高 案 第27号 議 案 第28号												
議 案 第24号 議 案 第25号 議 案 第26号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
議 案 第25号 議 案 第26号 議 案 第27号 議 案 第28号												
議 案 第26号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 一 議 案 第28号 ○ <th></th>												
議 案 第27号												
議 案 第28号			\bigcirc		0			0	0		\circ	-
	議案	第27号										
議 家 第29号	議案	第28号										
	議案	第29号										

○=賛成 ×=反対 欠=欠席

ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)



議会報編集特別委員会 副委員長 委員長 西岸澤 取川山田 秀泰尚なぎさ





(元気よく手を上げる新1年生)

表紙